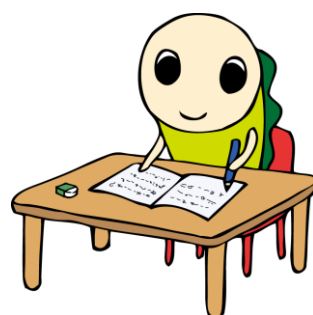


令和6年度版

杉並区の消費者行政

みどり豊かな
住まいのみやこ



なみすけ

令和7年9月

杉 並 区

目 次

施設と組織の概要	-----	1
----------	-------	---

事業の概要

1 消費者教育の推進	-----	7
2 消費生活情報の収集・提供	-----	1 1
3 消費生活相談	-----	1 3
4 商品テスト	-----	2 0
5 規格・表示・計量の適正化	-----	2 1
6 消費生活団体の育成・支援	-----	2 2

根拠法令

杉並区立消費者センター条例	-----	2 9
杉並区立消費者センター条例施行規則	-----	3 2

巻末資料	-----	3 9
------	-------	-----

施設と組織の概要

(令和7年4月1日現在)

1 施設概要

名 称 杉並区立消費者センター
所 在 地 〒167-0032 杉並区天沼三丁目19番16号 ウェルファーム杉並3階
電 話 (03) 3398-3141 (事務室)
(03) 3398-3121 (相談専用)
F A X (03) 3398-3159
案 内 図



交 通

- JR中央線・東京メトロ丸ノ内線
「荻窪駅」北口から徒歩10分
- 荻窪駅北口3番バス停から
「荻06 中村橋駅行き」または
「荻07 練馬駅行き」に乗車
「ウェルファーム杉並」バス停下車

開設年月日 昭和47年10月11日
(平成30年3月26日 ウェルファーム杉並に移転)

開館時間、相談時間、休館日

情報資料コーナー	午前8時30分～午後9時 休館日：12月29日～1月3日、成人の日・山の日
教室等・グループ 活動室・保育室	午前9時～午後9時 休館日：12月29日～1月3日、成人の日・山の日
事 務 室	午前8時30分～午後5時（相談業務は午前9時～午後4時） 休業日：土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

ウェルファーム杉並（複合施設棟）・施設規模

○敷地面積	2,605.34 m ²
○建築面積	1,716.09 m ²
○延床面積	7,402.14 m ²

階	施 設
4 階	杉並区社会福祉協議会 (杉並ボランティアセンター) 児童発達相談係 発達障害児相談担当 杉並区更生保護サポートセンター
3 階	消費者センター 在宅医療・生活支援センター 杉並区成年後見センター 基幹相談支援センター
2 階	杉並福祉事務所 荻窪事務所 杉並区社会福祉協議会
1 階	就労支援センター くらしのサポートステーション 子ども・子育てプラザ天沼
B1F	駐輪場、駐車場、災害備蓄倉庫

消費者センター内訳

事務室等	延床面積
事務室	167.67 m ²
情報資料コーナー	82.22 m ²
相談室 1	6.60 m ²
相談室 2	8.40 m ²
印刷室	19.53 m ²
更衣室	23.61 m ²
倉庫	45.00 m ²

教室等	延床面積
第 1 教室	73.72 m ²
第 2 教室	57.03 m ²
第 3 教室	47.03 m ²
消費生活学習室	44.75 m ²
グループ活動室 1	20.86 m ²
グループ活動室 2	20.79 m ²
保育室	33.55 m ²

総計 650.76 m²

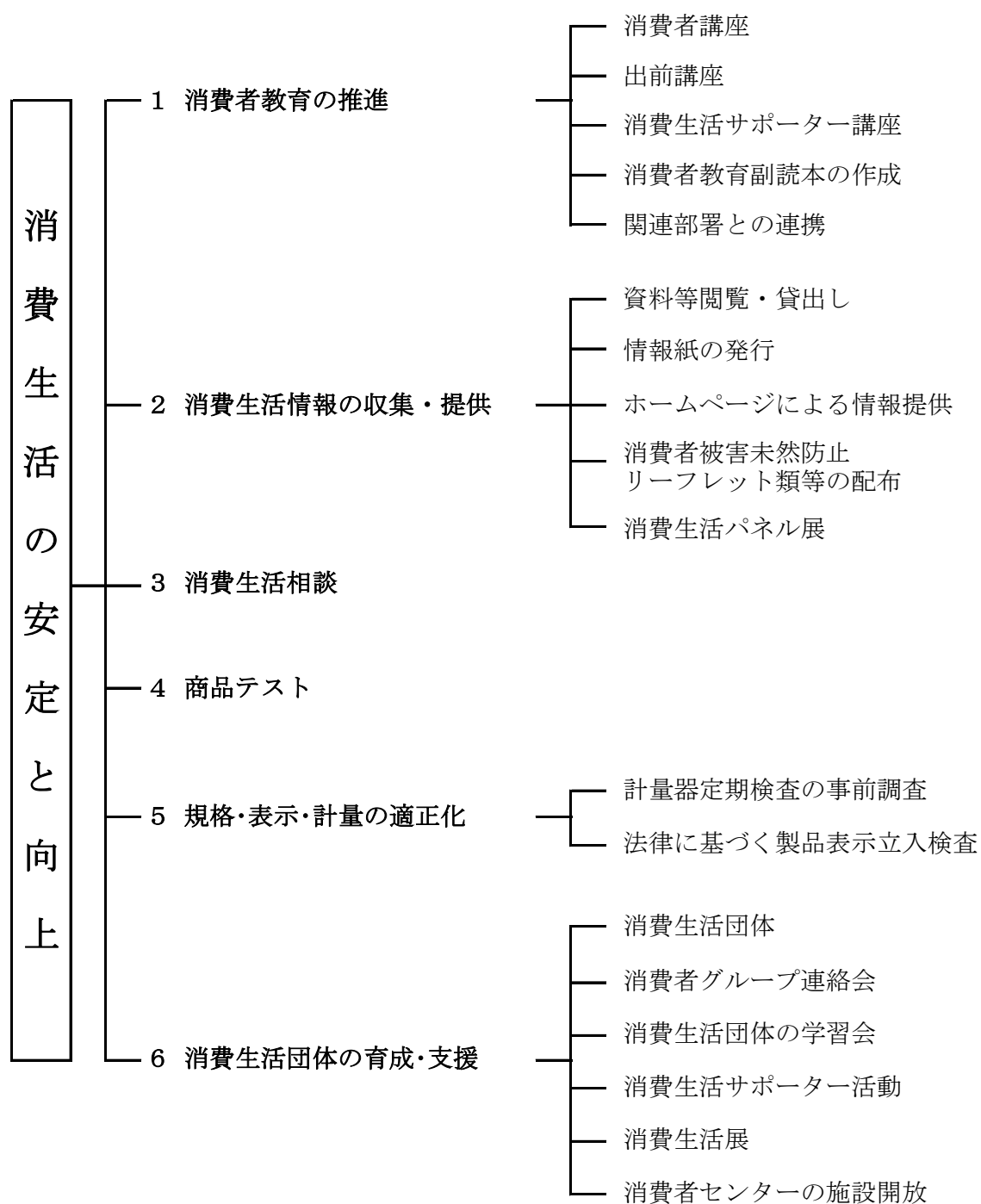
3 階 平面図



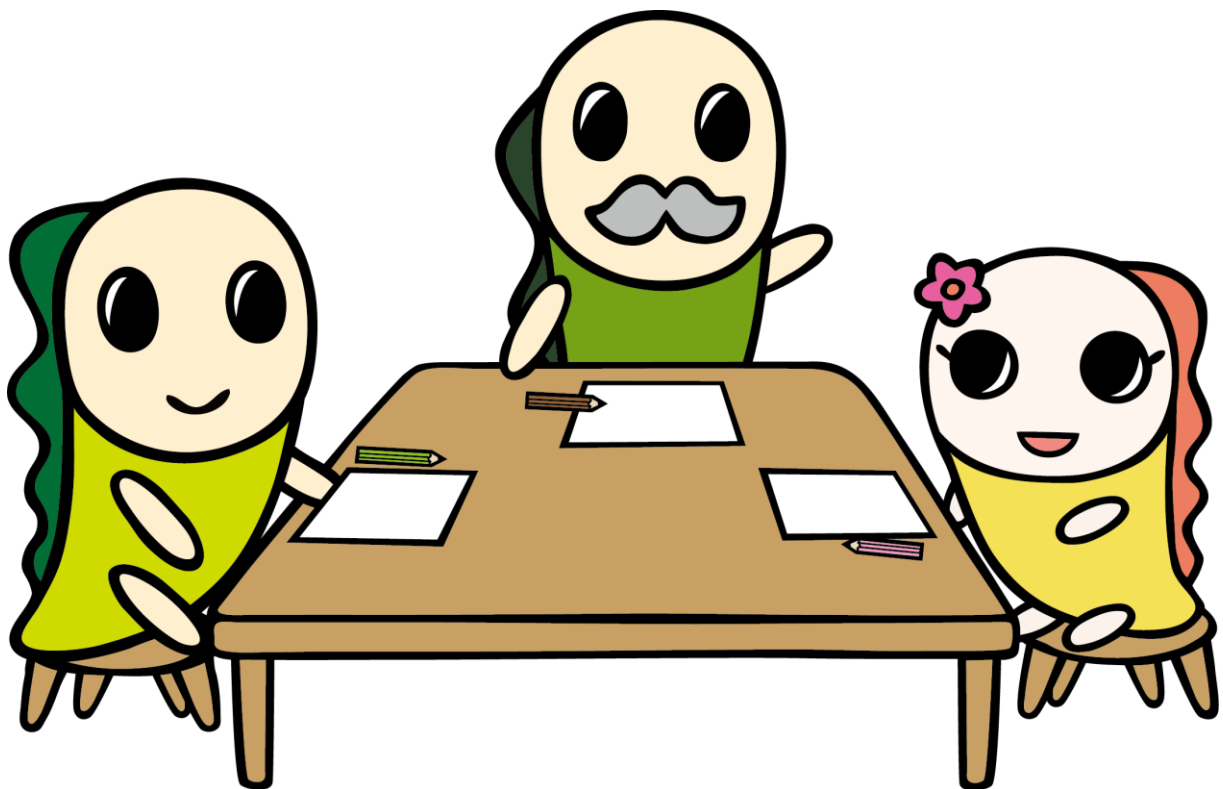
2 職員の構成

管理課長 ——— 消費者センター所長 ——— 主査（1名）・主任（2名）
 会計年度任用職員（4名）
 相談員（会計年度任用職員7名）

3 消費者行政施策体系図



事業の概要



1 消費者教育の推進

(1) 消費者講座

暮らしに身近なテーマを取り上げ、生活の一助となるように随時開催しています。

<令和6年度実施状況>

No.	実施日	テ ー マ	講 師	参加人員
1	4月23日	どっちを選ぶ？知って得する食品表示の読み解き方	消費者問題研究所 代表 垣田達哉	31
2	5月23日	ここが知りたい！相続・贈与、それにまつわるお金の話	(株)オフィスアズ 税理士 東富士子	35
3	6月20日	薬剤師に聞く！今どきの薬の知識と薬局との付き合い方	薬剤師 藤井美枝・高橋裕久子	32
4	7月25日	夏休み子ども消費者講座 手づくり電池教室	(一社)電池工業会 谷川享子	31
5	8月24日	NISA・iDeCoを学ぼう！ ～初めての資産運用	FP サテライト(株) ファイナンシャルプランナー 畑野晃子	28
6	9月21日	【消費生活特別講座】 だまされない消費者になるための心理学	中央大学文学部教授 有賀敦紀	58
7	9月26日	不当請求から身を守る！シニア向けスマートフォン講座 (Android)	KDDI (株) 認定講師 嶋倉健晴	14
8	10月22日	在宅非難に備える！知っておきたい5つのコト～防災備蓄収納	(一社)防災備蓄プランナー協会 代表理事 長柴美恵	29
9	11月19日	正しく履いて、楽しく歩こう！ ～足の計測と靴の選び方	(一社)足と靴と健康協議会 事務局長 上級シューフィッター 木村克敏	22
10	12月17日	美味しいだけじゃない！チョコレート・ココアを知ろう	日本チョコレート・ココア協会 広報部会	20
11	1月25日	金利上昇と住宅ローン～生活への影響と家計管理を考える	J-FLEC 講師 向藤原寛	14
12	2月27日	どうする？事例で学ぶスマホ・ネットトラブル回避術	(一社)ECネットワーク 原田由里	32
13	3月19日	断捨離入門 ～モノの捨て方、向き合い方	やましたひでこ公認断捨離® チーフトレーナー 小林理恵	32

(2) 出前講座

消費者被害の未然防止と消費生活に関する知識の普及を目的に、消費者センター職員、消費生活サポーター（※P. 23 (4)消費生活サポーター活動を参照）等を派遣する出前講座を行っています。

<令和6年度実施状況>

消費者センター職員による出前講座

No.	実施日	会場／対象	テーマ	参加人員
1	11月14日	子ども子育てプラザ天沼／利用者	子育てにかかるお金	10

消費生活サポーターの協力による出前講座

No.	実施日	会場／対象	テーマ	参加人員
1	5月31日	ゆうゆう西田館(NPO 法人生きがいの会)／利用者	悪質商法から身を守る	28
2	6月19日	高円寺保健センター／デイケア登録者	悪質商法から身を守る インターネット通販	11
3	6月28日	永福和泉地域センター(ケア24堀ノ内)／あんしん協力員、民生委員	悪質商法から身を守る	9
4	7月22日	和泉保健センター／デイケア登録者	悪質商法から身を守る インターネット通販	8
5	8月17日	ゆうゆう高井戸東館(NPO法人さらプロジェクト)／利用者	通信販売	24
6	9月10日	ゆうゆう高井戸西館(ケア24高井戸)／あんしん協力員	悪質商法から身を守る 通信販売 見守りのポイント	10
7	9月14日	上井草診療所(きずなサロンはなみずき)／地域住民	悪質商法から身を守る	12
8	10月5日	区営本天沼第2アパート(東京西部保健生協阿佐谷北・本天沼支部)／地域住民	悪質商法から身を守る	13
9	11月5日	荻窪保健センター／デイケア登録者	インターネットトラブル	11

No.	実施日	会場／対象	テーマ	参加人員
10	11 月 22 日	産業商工会館 (ケア 24 松ノ木) ／あんしん協力員	悪質商法から身を守る	13
11	11 月 26 日	下井草東部自治会館(きずな サロンカフェはなかいどう) ／地域住民	悪質商法から身を守る	15
12	11 月 27 日	ゆうゆう永福館 (ケア 24 永福) ／あんしん協力員、包括職員	悪質商法、インターネットトラブル	10
13	12 月 18 日	高井戸保健センター ／デイケア登録者	悪質商法から身を守る	8
14	1 月 27 日	下井草みどりの里 ／居住者	悪質商法から身を守る	11
15	3 月 15 日	グリーン・デイ下井草 (語ろう！笑おう！華の会) ／地域の高齢者	悪質商法から身を守る	11
16	3 月 29 日	ゆうゆう西荻北館 (NPO 法人 さらプロジェクト)／利用者	悪質商法から身を守る	33



(3) 消費者教育副読本の作成

子どもたちに消費者意識の啓発を図るため、小学校5年生向けに消費者教育副読本「くらしと消費」を作成し、区立小学校・区内私立小学校に配布しています。

作成にあたっては、小学校校長・小学校副校長・済美教育センター指導主事・小学校教諭等を委員とした作成委員会が副読本の内容と活用方法を検討しています。

<令和6年度副読本>

規格 A4版32ページ、オールカラー

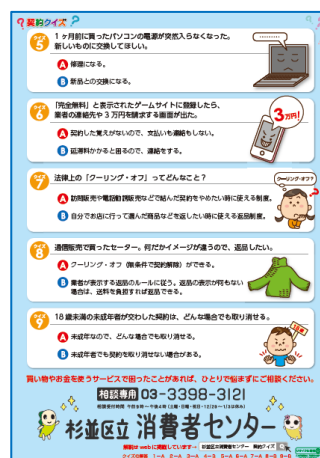
内容 メインテーマ

「健康・安全・快適なくらしのために」

- ・ じょうずな買い方をしましょう
- ・ じょうずな使い方をしましょう



また、中学校卒業前に契約の基礎知識を身につけてもらうため、クイズ形式で答えられるチラシ「契約クイズ」を区立中学校3年生に配布しています。



(4) 関連部署との連携

「杉並区ひとり暮らし高齢者等たすけあいネットワーク事業への参加」

高齢者の悪質商法被害等を防止するため、地域包括支援センター(ケア24)をはじめ、高齢者を見守る部署との連携を進めておりましたが、令和3年4月1日から消費者センターは危機管理対策課地域安全担当と共に、連絡会メンバーに位置付けられました。令和5年度は、ささえあいシンポジウム in 杉並(全体連絡会)、担当者連絡会、事業者連絡会に参加し連携を図っております。

2 消費生活情報の収集・提供

(1) 資料等閲覧・貸出し

消費者の情報源として、情報資料コーナーにおいて生活関連図書の閲覧、無料貸出しを行っています。

資 料		内 容
貸出用	図 書	衣・食・住や経済等消費生活に関するもの 約 1, 8 0 0 冊
閲覧用	図書類	辞書・辞典・新聞・雑誌等

※貸出し図書は、一人 5 点まで（貸出し期間：2 週間以内、区内在住・在勤・在学に限る。）

(2) 情報紙の発行

「くらしの窓すぎなみ」（A 4 判 4 ページ）を隔月（5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月）で各 5, 0 0 0 部程度発行し、区役所の出先施設や駅スタンド・スーパーマーケット店頭等において消費生活に役立つ情報を提供しています。

発行月	主 な 内 容
5 月 (No.340 号)	・インターネットの旅行予約 トラブルへの対策を ・消費生活サポーターコーナー 「簡単レシピ 食材の使い切りで食品ロス削減！」
7 月 (No.341 号)	・ご存知ですか？消費者センター ご利用ください消費生活相談 ・令和 5 年度 消費生活相談の概要
9 月 (No.342 号)	・日ごろから地震などの災害に備えましょう ・消費生活サポーターコーナー 「災害時に知っておきたい食品の『水戻し』」
11 月 (No.343 号)	・ステルスマーケティングって何？ネット広告を読み解く力 ・消費生活サポーターコーナー 「善福寺川取水施設・見学記」
1 月 (No.344 号)	・子どものインターネットでのトラブルに注意しましょう ・消費生活サポーターコーナー 「調べてみました！1 日のカフェイン摂取量」
3 月 (No.345 号)	・杉並区消費生活サポーターになって始めてみませんか？ 消費者教育・啓発活動 ・2024 年 杉並区消費者グループ連絡会活動報告

また、最新の情報や役に立つお知らせを「くらしの窓すぎなみ臨時号」として、臨時 233 号から 244 号までの 1 2 回（1 6, 6 0 0 部程度）発行し注意喚起を行いました。

(3) ホームページによる情報提供

杉並区公式ホームページの特集ページ・リンク集から、消費者センターのページにアクセスできます。当センターの案内、消費生活に関する情報提供（くらしの窓すぎなみ他）、消費者講座の募集案内等を行っています。

URL <https://www.city.suginami.tokyo.jp/shouhisha/index.html>



(4) 消費者被害未然防止リーフレット類等の作成・配布

悪質な訪問販売、通信販売等による消費者被害を未然に防ぐことや、相談先としての消費者センターを周知することを目的として、啓発用リーフレットや消費者センターの案内等を作成し、区民や関係機関等に配布・掲示しています。

配布物名	主な配布方法等
消費者センター案内パンフレット	講座/区施設/窓口
くらしのお助けガイド	区施設/窓口/パネル展
チラシ「だまされやすさ心理チェック」	講座/窓口/パネル展
チラシ「契約トラブルにあわないために」	敬老会参加者
訪問販売お断りシール	講座/区施設/窓口/パネル展
契約クイズ	区立中学校3年生等（P.10に掲載）
若者向け悪質商法被害防止キャンペーンチラシ（東京都作成）	区立中学校3年生
消費者センター周知用クリアファイル	区立中学校3年生/講座/パネル展
高齢者向け悪質商法被害防止キャンペーンチラシ（東京都作成）	講座（他課実施の講座を含む）/パネル展/南北バス「すぎ丸」
「成年年齢」の18歳を迎えたあなたへ ※令和4年度より配布開始	郵送（選挙管理委員会配布物に同封） （巻末資料に令和4年度版を掲載）
屋根工事の点検商法に注意 ※令和5年度より配布開始	区内屋外掲示板/南北バス「すぎ丸」 （巻末資料に掲載）

(5) 消費生活パネル展

消費者センターの周知及び消費者被害の未然防止や生活に役立つ情報等を提供するため、パネル展を実施しています。

実施場所	実施日	主な内容
杉並区役所 1階ロビー	9月30日～10月3日	・消費者センターの事業案内 ・消費生活団体の活動紹介 等

3 消費生活相談

消費者と事業者との間に生じた契約上のトラブル、商品の安全性や品質機能に関すること等、消費生活に関するさまざまな相談や苦情について、消費生活相談員等の資格をもった相談員が対応しています。

- ・受付時間 午前9時～午後4時
(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く。)
- ・相談員 7名(会計年度任用職員)

《相談の概要》

(1) 相談件数

令和6年度に受付けた相談は4,005件で、前年度に比べ237件(約6.3%)増加しました。

相談を区分別にみると、苦情が3,614件で、総件数の90.2%を占めました。

また、受付方法別でみると、電話による相談が3,687件あり、総件数の92.1%を占めており、来所による相談318件の7.9%を大きく上回りました。

<相談区分別>

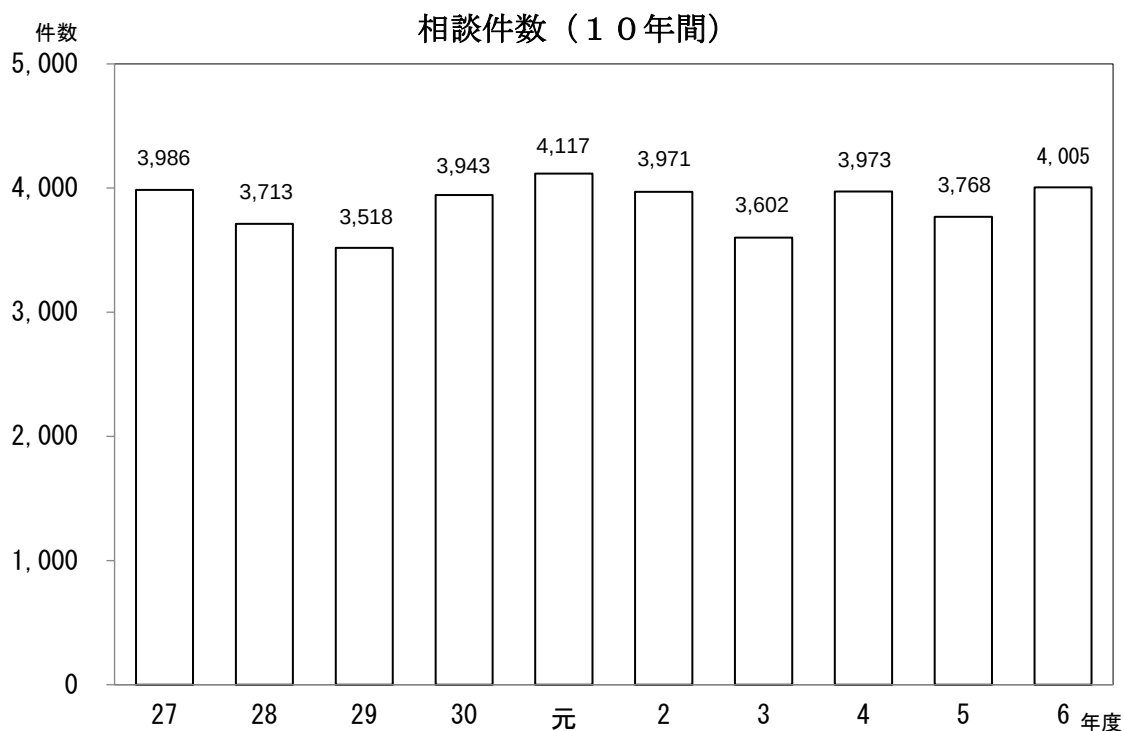
苦 情	問合せ	要 望	計
3,614件	388	3件	4,005件
90.2%	9.7%	0.1%	100%

<受付方法別>

電 話	来 所	その他	計
3,687件	318件	0件	4,005件
92.1%	7.9%	0.0%	100%

（２）相談件数の推移

ここ１０年間の相談件数は、令和元年度に４，０００件を超えました。そこから２年間は減少しましたが、令和４年度以降、令和３年度に比べ増加傾向となり、令和６年度に再度４，０００件を超えました。



年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
件数	3,986	3,713	3,518	3,943	4,117	3,971	3,602	3,973	3,768	4,005

（３）相談の処理状況

相談を処理ごとにみると、助言（自主交渉含む）が２，４２４件で全体の６０．５％を占め、情報提供、あっせん解決と続きます。

<処理状況>

助言(自主交渉含む)	情報提供	あっせん解決	他機関紹介
２，４２４件	６８１件	４０７件	１２７件
６０．５％	１７．０％	１０．２％	３．２％
その他(処理中含む)	あっせん不調	計	
３１２件	５４件	４，００５件	
７．８％	１．３％	１００％	

(4) 相談者の状況

相談者を男女別でみると、女性が全体の５９．０％、男性が３７．０％となっています。なお、団体等が４．０％ありました。

年代別では、７０歳以上が一番多く、次に５０歳代、６０歳代と続きます。

また、職業別では、給与生活者が３９．２％と一番多く、次に無職の２８．７％となっています。

<相談者の男女別等>

女性	男性	団体等	計
２，３６１件	１，４８３件	１６１件	４，００５件
５９．０％	３７．０％	４．０％	１００％

<相談者の年代別・男女別等>

年代 性別	10歳 未満	10歳 代	20歳 代	30歳 代	40歳 代	50歳 代	60歳 代	70歳 以上	年代 不明	団体 等	計
女性	0	18	274	318	288	526	363	556	18	—	2,361件
男性	0	11	165	222	237	276	216	342	14	—	1,483件
団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	161	161件
計	0	29	439	540	525	802	579	898	32	161	4,005件
割合	0	0.7	11.0	13.5	13.1	20.0	14.5	22.4	0.8	4.0	100％

<相談者の職業別>

給与生活者	家事従事者	無職	自営・自由業	学 生
１，５７０件	４８２件	１，１４８件	３５６件	９８件
３９．２％	１２．０％	２８．７％	８．９％	２．４％
企業・団体	その他(行政等)	不 明	計	
１５０件	１０件	１９１件	４，００５件	
３．７％	０．３％	４．８％	１００％	

(5) 契約当事者の状況

契約当事者を男女別でみると、女性が全体の５５．２％、男性が３６．９％となっています。なお、性別不明が４．２％、団体等が３．７％ありました。

年代別では、７０歳以上が一番多く、次に５０歳代、３０歳代と続きます。

また、職業別では、給与生活者が３４．８％と一番多く、次に無職の２９．６％となっています。

<契約当事者の男女別等>

女性	男性	性別不明	団体等	計
２，２１０件	１，４７８件	１７０件	１４７件	４，００５件
５５．２％	３６．９％	４．２％	３．７％	１００％

<契約当事者の年代別・男女別等>

年代 性別	10歳 未満	10歳 代	20歳 代	30歳 代	40歳 代	50歳 代	60歳 代	70歳 以上	年代 不明	年代・ 性別不明	団体 等	計
女性	1	34	284	297	235	402	312	609	36	—	—	2,210 件
男性	0	28	172	221	212	230	187	380	48	—	—	1,478 件
性別不明	0	0	1	1	1	2	4	6	—	155	—	170 件
団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	147	147 件
計	1	62	457	519	448	634	503	995	84	155	147	4,005 件
割合	0.0	1.5	11.4	13.0	11.2	15.8	12.6	24.8	2.1	3.9	3.7	100 %

<契約当事者の職業別>

給与生活者	家事従事者	無 職	自営・自由業	学 生
１，３９４件	４２４件	１，１８７件	３２４件	１４１件
３４．８％	１０．６％	２９．６％	８．１％	３．５％
企業・団体	その他(行政等)	不 明	計	
１４６件	０件	３８９件	４，００５件	
３．７％	０．０％	９．７％	１００％	

(6) 相談の内容

相談内容を商品・役務別にみると、役務に関するものが全体の43.8%（1,754件）を占め、商品に関するものが全体の54.3%（2,173件）ありました。なお、その他の相談が1.9%（78件）ありました。

個別の商品・役務では、不動産貸借（賃貸住宅・マンション等）が前年度に引き続き1位と最も多い相談となりました。2位の放送・コンテンツ等（情報サイト・配信サービスに関するトラブル等）は相談件数が261件から218件に減少しましたが、依然として多い相談です。次に医療サービス（美容医療等）が続きます。

また、健康食品について、昨年度に比べ多くの相談が入り、4位となりました。

<相談の多い商品・役務>

（上位10位まで）

年度 順位	令和5年度		令和6年度	
	商品・役務名	件数	商品・役務名	件数
1	不動産貸借 （賃貸住宅・マンション等）	290	不動産貸借 （賃貸住宅・マンション等）	330
2	放送・コンテンツ （情報サイト・配信サービス等）	261	放送・コンテンツ （情報サイト・配信サービス等）	218
3	化粧品	186	医療サービス（美容医療等）	164
4	建築工事 （住宅建築・リフォーム等）	169	健康食品	140
5	医療サービス（美容医療等）	144	化粧品	140
6	健康食品	116	建築工事 （住宅建築・リフォーム等）	137
7	インターネット通信サービス	105	インターネット通信サービス	100
8	紳士・婦人洋服	96	修理・補修サービス	94
9	修理・補修サービス	92	紳士・婦人洋服	89
10	教室・講座	83	空調・冷暖房・給湯設備	86

(7) 特殊販売に関する相談

特殊販売とは、店頭販売以外の販売方法によるもので、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、マルチ・マルチまがい取引、ネガティブ・オプション、訪問購入、その他無店舗販売（展示販売等）に区分されます。

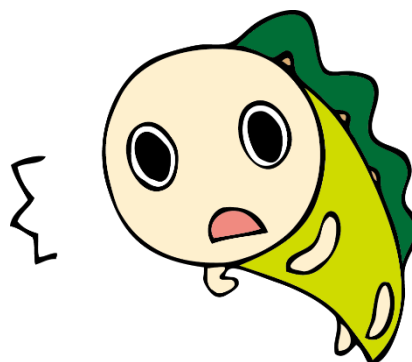
令和6年度の特特殊販売に関する相談は、2,088件で全相談件数に占める割合は、52.1%に達しています。

<特殊販売に関する相談件数の推移>

販 売 購 入 形 態		令和4年度	令和5年度	令和6年度
総受付件数		3,973件	3,768件	4,005件
うち特殊販売計		2,137件	1,984件	2,088件
内 訳	訪問販売	350件	355件	435件
	通信販売	1,602件	1,417件	1,416件
	電話勧誘販売	124件	162件	176件
	マルチ・マルチまがい取引	28件	10件	13件
	ネガティブ・オプション※1	6件	3件	11件
	訪問購入 ※2	21件	32件	26件
	その他無店舗販売	6件	5件	11件

※1 ネガティブ・オプションとは、注文していない商品を一方的に送りつけ、代金の支払いを請求する販売のこと。

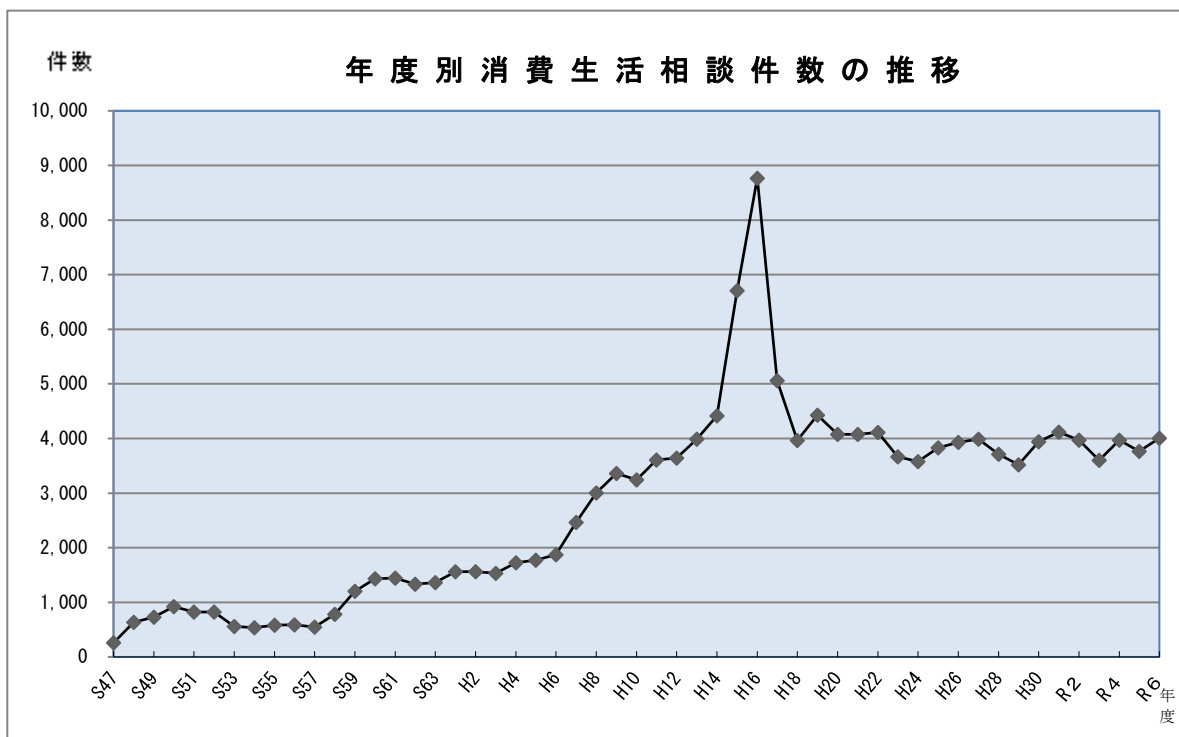
※2 訪問購入とは、業者が消費者の自宅等を訪問し、物品を購入するいわゆる「押し買い」のこと。



<年度別消費生活相談件数の推移>

単位：件

昭和47年度	258	平成元年度	1,563	平成18年度	3,965	令和5年度	3,768
昭和48年度	634	平成2年度	1,559	平成19年度	4,431	令和6年度	4,005
昭和49年度	732	平成3年度	1,530	平成20年度	4,076		
昭和50年度	923	平成4年度	1,728	平成21年度	4,079		
昭和51年度	824	平成5年度	1,775	平成22年度	4,110		
昭和52年度	820	平成6年度	1,870	平成23年度	3,669		
昭和53年度	560	平成7年度	2,467	平成24年度	3,577		
昭和54年度	535	平成8年度	3,002	平成25年度	3,829		
昭和55年度	584	平成9年度	3,360	平成26年度	3,927		
昭和56年度	591	平成10年度	3,245	平成27年度	3,986		
昭和57年度	546	平成11年度	3,605	平成28年度	3,713		
昭和58年度	784	平成12年度	3,642	平成29年度	3,518		
昭和59年度	1,203	平成13年度	3,987	平成30年度	3,943		
昭和60年度	1,433	平成14年度	4,414	令和元年度	4,117		
昭和61年度	1,447	平成15年度	6,708	令和2年度	3,971		
昭和62年度	1,332	平成16年度	8,768	令和3年度	3,602		
昭和63年度	1,362	平成17年度	5,061	令和4年度	3,973		



(8) 特別相談の実施

相談内容や年齢等、対象ごとに特定の期間を設けて相談を受け付けております。東京都及び区市町村が連携し同時に実施することにより、普及啓発効果を高めることを目的としています。なお、これらの相談につきましては平時より受け付けております。

事業名	実施期間	対象
多重債務１１０番	９月 ２日から９月 ３日 ３月 ３日から３月 ４日	多重債務に関する相談
高齢者被害特別相談	９月 ９日から９月 １１日	契約当事者が６０歳以上の相談
若者のトラブル１１０番	３月 １０日から３月 １１日	契約当事者が２９歳以下の相談

４ 商品テスト

消費生活に係わる商品テストの受け入れをしています。令和６年度については、被服品１件、住居品１件の受け入れがありました。

<令和６年度テスト受入件数>

	受入件数	実 施 機 関		
		都	国民生活 センター	その他
被服品	１	１	０	０
住居品	１	０	１	０
その他	０	０	０	０
計	２	１	１	０



5 規格・表示・計量の適正化

(1) 計量器定期検査の事前調査

計量法に基づき、取引や証明に使用している計量器は、定期検査（2年毎）を受けることが義務付けられています。

区では、東京都計量検定所が実施する計量器の定期検査に際し、検査対象の計量器を使用する事業所への事前調査を行い、東京都計量検定所へ報告しています。

<令和6年度実施状況>

事前調査対象事業者数	1075 事業者
新規報告事業者数	8 事業者
事前調査期間	令和6年9月4日 ～ 10月21日
定期検査期間	令和7年1月9日 ～ 3月27日

(2) 法律に基づく製品表示立入検査

<令和6年度実施状況>

① 電気用品安全法に基づく立入検査結果

立入店舗数	調査数	違反件数
1	8	0

② 家庭用品品質表示法に基づく立入検査結果

検査品目	立入店舗数	調査数	違反件数
繊維製品	4	15	0
合成樹脂加工品	4	3	0
電気機械器具	3	9	0
雑貨工業品	4	12	0
合計	5*	39	0

* 同一店舗で複数の品目を検査したため、合計は検査した店舗数とした。

③ 消費生活用製品安全法に基づく立入検査結果

立入店舗数	調査数	違反件数
2	12	0

④ ガス事業法に基づく立入検査結果

立入店舗数	調査数	違反件数
1	2	0

⑤ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査結果

立入店舗数	調査数	違反件数
1	1	1

※ ①～⑤高円寺地域にて令和6年11月実施

6 消費生活団体の育成・支援

消費生活の安定及び向上のためには、消費者の自主的な活動が必要です。消費者センターでは、消費者講座受講者等に消費生活団体への参加や結成を働きかけています。また、消費者活動を支援するため、学習会への講師派遣、教室等の施設の提供等を行っています。

(1) 消費生活団体

区内で活動している消費生活団体は次のとおりです。

(令和7年3月31日現在)

	団 体 名	主 な 活 動
1	杉並区消費者の会	消費生活に関する学習
2	生協パルシステム東京すぎなみ委員会	消費生活に関する学習
3	東都生協杉並区連絡会	消費生活に関する学習
4	生活クラブ杉並地域協議会	消費生活に関する学習
5	新日本婦人の会 杉並支部	消費生活に関する学習
6	秋桜会	消費生活に関する学習
7	オレンジグループ	食生活に関する学習
8	生協杉並の会	消費生活に関する学習、調査研究
9	生活クラブまちすぎなみ北運営会議	共同購入、環境活動の推進
10	グループ・スリーS	消費者教育の推進活動及び消費者生活に関する普及啓発活動
11	杉並大気汚染測定連絡会	区全域のNO ₂ の測定及び啓発活動
12	杉並区生協連絡会	消費生活に関する学習
13	ちえのわ	消費生活や環境に関する学習と啓発活動
14	すぎなみPW+	消費生活や環境に関する学習と啓発活動

(2) 消費者グループ連絡会

区内の各消費生活団体の代表者等で構成され、各団体の活動を通じて消費者の権利を守り、安全で豊かなくらしの実現を目的としています。

毎月第4木曜日を定例会とし、消費者センター・杉並保健所食品衛生担当や消費生活団体間の情報交換や意見交換を行っています。

消費者グループ連絡会を母体とし、各種審議会や協議会等にも参加しています。

(3) 消費生活団体の学習会

消費生活団体の学習会への講師派遣等について支援しています。

<令和6年度 学習会実施状況>

実施日	テ ー マ	講 師	参加人員
6月1日	電磁波の健康への影響を知っていますか？	電磁波問題市民研究会 網代太郎	44
9月28日	「静かな汚染 ネオニコチノイド」 上映と農薬のお話	農民運動全国連合会分析セン ター所長 八田純人	19
3月15日	日本の農業とコメ	農業ジャーナリスト・明治大 学客員教授 榊田みどり	18

(4) 消費生活サポーター活動

消費生活サポーターとは、区が消費生活サポーターの養成を目的に実施した講座の修了生等が区に登録し、消費者教育の推進及び消費生活に関する普及啓発活動などを行う消費者センターの事業協力者です。(令和7年3月31日現在の登録者数53名)

消費者センターでは、スキルアップのための研修会開催や、消費生活サポーターを出前講座講師として派遣するための支援等、消費生活サポーター活動の充実を図っています。

令和6年度は、消費生活サポーターが出前講座を16回担当しました。また、情報紙「くらしの窓すぎなみ」(5月号・9月号・11月号・1月号)の企画・編集への協力等を行いました。

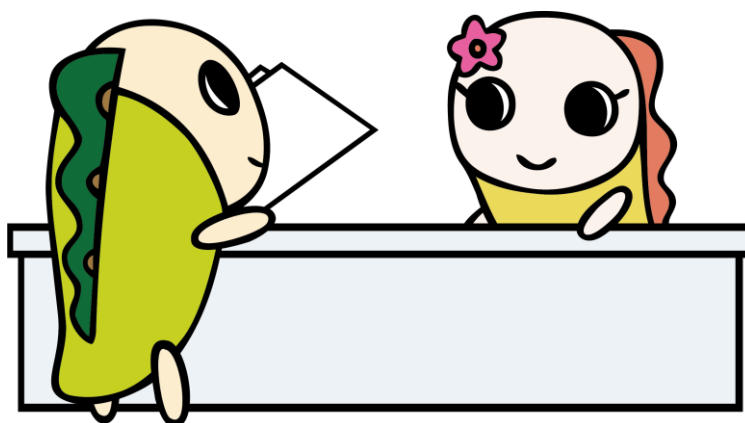
<令和6年度 消費生活サポーター研修会実施状況>

No.	実施日	テ ー マ	講 師	参加人員
1	5 月 30 日	東京都の経済状況・景気の見通し及び日本の財政状況	関東財務局東京財務事務所職員	20
2	10 月 29 日	ワークショップで教える消費者教育	生活経済ジャーナリスト あんびるえつこ	15
3	12 月 23 日	SNS きっかけの詐欺被害と 2024 年の消費者問題を振り返る	東京経済大学現代法学部教授 弁護士 村千鶴子	19

(5) 消費生活展

荻窪地域区民センターで開催された「おぎくぼセンター祭」に参加する形で実施しました。消費者団体と消費者センターのパネル展示及び啓発物の配布等を行いました。

実施場所	実施日	主 な 内 容
荻窪地域区民センター 「おぎくぼセンター祭」	9 月 8 日	・消費生活団体の活動紹介 ・消費者センターの事業案内 等



(6) 消費者センターの施設開放

① 消費生活団体による施設利用

消費生活団体の活動の場を提供し団体の育成・支援を図るため、優先的に教室等を開放しています。

< 令和6年度 教室等利用状況 >

月	第1教室	第2教室	第3教室	消費生活 学習室	グループ 活動室	計
4	4	2	5	3	4	18
5	3	2	4	4	4	17
6	3	3	5	3	2	16
7	2	5	4	4	2	17
8	3	2	5	3	6	19
9	2	2	7	3	2	16
10	2	2	6	3	8	21
11	2	2	5	3	4	16
12	3	2	4	3	4	16
1	3	2	5	3	6	19
2	4	2	4	3	8	21
3	2	3	4	3	2	14
計	33	29	58	38	52	210

② 区民等の一般利用

消費者センターの事業及び消費生活団体等の使用がない場合に限り、教室等を一般の方に開放しています。

< 令和6年度 教室等一般利用状況 >

月	第1教室	第2教室	第1・第2 一体使用	第3教室	消費生活 学習室	第3・学習 一体使用	計
4	11	9	1	23	1	1	46
5	6	12	7	13	2	3	43
6	8	15	4	22	1	1	51
7	7	5	5	20	0	4	41
8	5	7	4	20	0	1	37
9	8	8	3	21	0	2	42
10	6	7	4	17	0	3	37
11	10	9	8	26	3	2	58
12	4	7	4	21	1	4	41
1	3	5	4	19	3	4	38
2	8	10	3	19	1	4	45
3	5	10	3	24	2	8	52
計	81	104	50	245	14	37	531

根 拠 法 令



杉並区立消費者センター条例

昭和47年 9 月 28 日

条例第27号

(設置)

第 1 条 区民の消費生活の安定及び向上を図るため、杉並区立消費者センター（以下「消費者センター」という。）を杉並区天沼三丁目19番16号に設置する。

一部改正〔平成29年条例26号〕

(事業)

第 2 条 消費者センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 消費者教育に関すること。
- (2) 消費生活に係る相談及び苦情の処理に関すること。
- (3) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第 2 条第 5 項に規定する消費者事故等の発生に関する情報の交換に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 生活物資の簡易な試験に関すること。
- (7) 消費者団体に関すること。
- (8) 消費者センター施設の使用に関すること。
- (9) 生活物資の流通対策に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた事業

一部改正〔平成28年条例19号〕

(休館日及び開館時間)

第 2 条の 2 消費者センターの休館日及び開館時間は、規則で定める。

追加〔平成28年条例19号〕、一部改正〔平成29年条例26号〕

(消費生活相談を行う日及び時間)

第 2 条の 3 法第10条の 3 第 2 項に規定する消費生活相談を行う日及び時間は、規則で定める。

追加〔平成28年条例19号〕、一部改正〔平成29年条例26号〕

(使用手続等)

第 3 条 消費者センターの施設を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号の一に該当すると認めるとき、および第 1 条の目的を達成するについて不適当と認めるときは、前項の承認をしない。

- (1) 消費者の健全な活動を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするものであるとき。
- (3) 消費者センターの管理上支障があるとき。

(使用料)

第4条 消費者センターの施設の使用については、無料とする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第4条の2 第3条第1項の規定による使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第4条の3 消費者センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、その施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第5条 区長は、次の各号の一に該当するときは、使用の承認を取り消し、または使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用目的に違反して使用したとき。
- (2) この条例または区長の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により使用ができなくなつたとき。
- (4) 工事その他管理上の都合により区長が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第6条 使用者は、消費者センターの施設等の使用を終了したとき、又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、速やかに使用施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第7条 使用者は、消費者センターの施設等に損害を与えた場合は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない事由があると認めるときは、その額を減額し、または免除することができる。

(職員)

第8条 消費者センターに消費者センターの事務を掌理する所長を置く。

2 消費者センターに法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験（以下「試験」という。）に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により試験に合格した者とみなされる者を含む。）を消費生活相談員として置く。

3 前2項に定めるもののほか、消費者センターに必要な職員を置く。

追加〔平成28年条例19号〕

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第9条 区長は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成28年条例19号〕

(職員に対する研修)

第10条 区長は、消費者センターの職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

追加〔平成28年条例19号〕

(情報の安全管理)

第11条 区長は、消費者センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成28年条例19号〕

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成28年条例19号〕

付 則

この条例は、昭和47年10月11日から施行する。

附 則 (昭和50年3月25日条例第36号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日条例第5号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月14日条例第24号) 抄

1 この条例は、平成26年12月19日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

附 則 (平成28年3月16日条例第19号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月13日条例第26号)

1 この条例は、平成30年3月26日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第3項の規定は同月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立消費者センター条例第3条第1項に規定する施設の使用の承認に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4 杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和45年杉並区条例第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

杉並区立消費者センター条例施行規則

昭和47年 9 月 28 日

規則第38号

(目的)

第1条 この規則は、杉並区立消費者センター条例（昭和47年杉並区条例第27号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(消費生活相談を行う日及び時間)

第2条 条例第2条の3に規定する消費生活相談を行う日及び時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び第8条に規定する休館日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

追加〔平成28年規則79号〕、一部改正〔平成29年規則69号・30年4号〕

(消費者センターの施設)

第3条 条例第3条第1項の区長の承認を受けなければならない杉並区立消費者センター（以下「消費者センター」という。）の施設は、教室、消費生活学習室及びグループ活動室（以下「教室等」という。）とする。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号・30年4号〕

(使用することができる者)

第4条 教室等を使用することができる者は、次に掲げる要件に該当し、別に定めるところにより区長の登録を受けた団体とする。

- (1) 条例第1条の目的を達成するために活動していること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 構成員の3分の2以上が区内に住所を有し、又は区内の事務所若しくは事業所に勤務し、区内の学校に在学し、若しくは区内の団体に所属していること。
- (4) 代表者が区内に住所を有し、又は区内の事務所若しくは事業所に勤務し、区内の学校に在学し、若しくは区内の団体に所属していること。
- (5) 前3号に該当することを示し、かつ、構成員全員の氏名を記載した名簿を備えていること。
- (6) 規約、定款その他これらに相当するものを定めていること。
- (7) 営利を目的としないこと。

2 前項に定める者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、教室等を使用することができる。

- (1) 消費者センターの運営上、使用することが適当であると区長が認める団体

(2) 区民の消費生活の安定及び向上を図るために必要であると区長が認める者

一部改正〔平成29年規則69号〕

(使用の申請)

第5条 条例第3条第1項の規定に基づき、教室等を使用しようとする者は、別表第1に定める使用の申請期間内に使用申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号〕

(使用の承認)

第6条 前条の規定による申請があつたときの使用の承認は、申請の順序とする。ただし、同時に申請があつたときは、くじで決める。

2 区長は、教室等の使用を承認したときは、使用承認書（第2号様式）を交付する。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号〕

(使用の取消し)

第7条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用の取消しをしようとするときは、使用承認取消申請書（第3号様式）に使用承認書を添えて、区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号〕

(休館日)

第8条 消費者センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 祝日法第2条に規定する成人の日及び山の日

(2) 1月1日から同月3日まで

(3) 12月29日から同月31日まで

一部改正〔令和3年規則42号〕

(開館時間等)

第9条 消費者センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

2 消費者センターの施設の使用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

3 使用者が教室等の使用時間を延長しようとするときは、使用時間延長申請書（第4号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、使用の申請を行うときに限り、使用申請書をもって使用時間延長申請書に代えることができる。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号・30年4号・令和5年83号〕

(行為の禁止)

第10条 消費者センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外において火気を使用すること。
- (2) 許可なくして飲食物その他の物品を販売すること。
- (3) 許可なくして広告物を掲示し、又は配布すること。
- (4) 他人が嫌悪し、又は他人の迷惑となるような服装若しくは行為をすること。
- (5) 許可なくして他の室に入ること。
- (6) その他区長が管理上必要と認めて禁止した事項

付 則 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和47年10月11日から施行する。

付 則 (昭和48年 9 月22日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年 4 月 1 日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年 3 月31日規則第24号)

- 1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に存する用紙については、その残存期間取り繕つてこれを使用することができる。

附 則 (平成 4 年 6 月26日規則第55号)

この規則は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 9 月30日規則第80号)

- 1 この規則は、平成 5 年10月 1 日から施行する。

- 2 この規則による改正前の東京都杉並区立消費者センター条例施行規則の規定により調製した用紙で、この規則の施行の際現存するものについては、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則 (平成12年 3 月31日規則第30号)

- 1 この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区立消費者センター条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成16年 3 月31日規則第28号)

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成16年 5 月31日規則第50号)

この規則は、平成16年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年10月1日規則第70号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区立消費者センター条例施行規則第1号様式から第3号様式までは、平成27年1月1日以後の使用に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月13日規則第4号）

- 1 この規則は、平成27年3月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区立消費者センター条例施行規則第2号様式及び第3号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第79号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月15日規則第69号）

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年2月28日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の杉並区立消費者センター条例施行規則第2号様式から第5号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年1月25日規則第4号）

- 1 この規則は、平成30年3月26日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1号様式及び第2号様式の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年1月27日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区立消費者センター条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条に規定する消費生活学習室の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 新規則第1号様式及び第2号様式の規定は、施行日以後の使用に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日規則第42号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月28日規則第83号）

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、別表第1並びに第1号様式及び第2号様式の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年8月1日から施行する。

- 2 改正後の第1号様式及び第2号様式の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際、改正前の第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第5条関係）

種別	使用の申請期間	
	区分	使用の申請期間
区分	区が自ら行政目的のために使用するとき又は区長が特に必要と認めるとき。	第4条に規定する者が使用するとき。
教室等	使用日の4月前の日の午前8時30分から使用日まで	使用日の属する月の2月前の月の1日の午前8時30分から使用日まで

付記 使用の申請期間の初日が休館日であるときは、特に定めがない限り、その日後その日に最も近い休館日でない日を使用の申請期間の初日とする。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号・令和5年83号〕

別表第2（第9条関係）

区分	使用時間		
教室等	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで）	夜間（午後7時から午後9時まで）
情報資料コーナー	午前8時30分から午後9時まで		
教室等及び情報資料コーナーを除く全室	午前8時30分から午後5時まで（日曜日及び土曜日並びに祝日法に規定する休日を除く。）		

付記

- 1 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 教室等の使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を承認する。
- 3 教室等の使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限

り45分間を限度として使用を承認する。

全部改正〔平成30年規則4号〕、一部改正〔令和5年規則83号〕

第1号様式

(第5条関係)

全部改正〔令和5年規則83号〕

第2号様式

(第6条関係)

全部改正〔令和5年規則83号〕

第3号様式

(第7条関係)

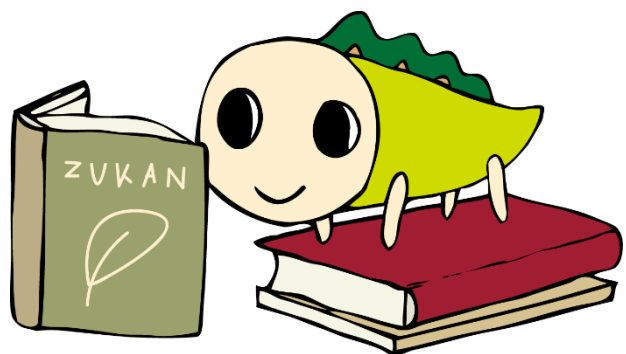
追加〔平成29年規則69号〕

第4号様式

(第9条関係)

全部改正〔平成29年規則69号〕


~~~~卷末資料~~~~





「成年年齢」の18歳を迎えたあなたへ

## 選挙権以外にも 変わることがあります！

「成人」となり、これからは契約を一人で結ぶことができるようになります。

しかーし！

一度結んでしまった契約は、簡単には取り消すことができません。そのためよく考えずに契約すると、トラブルになってしまいます。

慎重に 行動しましょう。

わからないことや不安なことがあった場合は、お気軽に消費者センターへご相談ください。

杉並区立 消費者センター

相談専用電話：03-3398-3121  
事務室電話：03-3398-3141



## こんなトラブルに注意！



### 定期購入の事例



動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送の連絡があり、4か月分まとめて4万円の請求があった。

### 美容医療の事例



美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず、生活に支障が出た。

### もうけ話(情報商材)の事例



先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の情報商材を契約したが、全くもうからない。その後、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。

### もうけ話(暗号資産)の事例



マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をすると絶対もうかると誘われて投資をしたが出金できなくなった。

出典：啓発チラシ「18歳から大人」(消費者庁)

## トラブルに遭わないために

### ●契約の内容や条件・解約方法をしっかり確認しよう！

- ☐ 何がいくつ買えるのか、または、どのようなサービスをうけることができるのか(美容医療の場合、使用する薬・副作用・リスク等も)
- ☐ 代金は自分で払える額なのか
- ☐ 後から追加して払わなくてはならない代金はないのか
- ☐ 分割して払う場合は、支払総額と支払い回数・期間
- ☐ 解約やキャンセルの方法(ネット通販の場合は返品できるのかどうか、できる場合の条件)
- ☐ 事業者の名称、住所、電話番号、代表者名
- ☐ ほかの事業者の同種の商品やサービスの品質や価格

### ●「必ずもうかる」話はありません。

- ☐ ネットやメール、SNSなどの「もうかる話」は信じない。
- ☐ 友人・知人がそのような話をもちかけてくる場合でも、友人・知人が巻き込まれている可能性が高いので断る。

ほかのトラブル情報も知っておこう→  
東京くらし web



万が一トラブルになってしまったら、すぐに相談を→  
杉並区立消費者センター HP



法務省 成年年齢引下げ特設ウェブサイト

## 大人への道知るべ



大人への道知るべ



## 知っておこう! 「成年年齢」のこと

政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」



政府広報 成年年齢 変わること



— いずれのサイトも予告なしに変更または削除される場合があります —

# 屋根工事の

# 点検商法

## に注意!

無料の点検を装って、不安をあおり、  
契約させようとしています。



このまま放置すると  
大変なことに  
なりますよ!

近所の工事の  
ご挨拶に来ました。

屋根がはがれている  
みたいですね。  
無料で点検して  
あげます。

いってな〜クニ〜注意を!!

おかしいな、  
困ったなと思ったら、  
悩まずに  
消費者センターへ  
相談を!

突然訪問してきた業者には安易に点検させてはいけません!

- 消費者の不安な気持ちをあおる手口で、「点検商法」と呼ばれるものです。
- 悪質な業者だと、実際に必要のないいくつかのリフォーム工事を勧め、数百万円にも及ぶ工事になることがあります。

杉並区立 消費者センター 相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み)

杉並区の消費者行政

令和 6 年度版

令和 7 年 9 月発行

登録印刷物番号

07-0026

編集・発行 杉並区区民生活部管理課消費者センター

〒167-0032 杉並区天沼 3 丁目 1 9 番 1 6 号

ウェルファーム杉並 3 階

TEL (03) 3398-3141

☆杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s016/6186.html>



この印刷物は庁内印刷したものです。

